

京都市立芸術大学全学人事組織委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成27年3月31日一部改正)

(設置目的)

第1条 教育研究審議会が付議する人事及び組織に関する事項について調査研究し、その結果を報告することにより同審議会の円滑な審議に資する京都市立芸術大学全学人事組織委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 日本伝統音楽研究センター所長
- (7) 芸術資源研究センター所長
- (8) 美術学部人事組織委員会委員長
- (9) 音楽学部人事組織委員会委員長
- (10) 日本伝統音楽研究センター教授1名

(委員の任期)

第3条 前条第1号から第9号までの委員の任期は、当該職の任期によるものとし、同条第10号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員(同条第10号に掲げる委員に限る。)の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議事)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるとき又は欠員のときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名す

る者が委員長の職務を代理し又はその職務を行う。

- 4 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、そのうち各学部又は日本伝統音楽研究センターの委員が含まれなければ会議を開くことができない。ただし、次項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。
- 6 委員長は、委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の職員を出席させ意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者は議決に加わる権利を有しない。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育研究審議会から付議された大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）に係る調査研究に関すること。
- (2) 教育研究審議会から付議された職員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）に係る調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究審議会から付議された組織又は人事に関する事項に係る調査研究に関すること。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、教務学生課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。